

自 令和5年9月11日

至 令和5年9月11日

第7回遠別町議会(定例会)

遠 別 町

第7回遠別町議会（定例会）議事日程

令和 5年 9月11日

午前10時00分 開議

第1号

No.1

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
		開会開議宣言	議 長
1		会議録署名議員指名の件	〃
2		会期決定の件	〃
3		諸般の報告	〃
4		行政報告	町 長
5		一般質問	議 員
6	報告第11号	令和4年度健全化判断比率の報告について	町 長
7	報告第12号	令和4年度資金不足比率の報告について	〃
8	報告第13号	教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書 (令和4年度対象)について	議 長
9	同意第15号	教育委員会委員の任命について	町 長
10	議案第44号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃
11	議案第45号	遠別町子ども医療福祉に関する条例の一部改正について	〃
12	議案第46号	令和5年度遠別町一般会計補正予算(第5号)	〃
13	議案第47号	令和5年度遠別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃
14	議案第48号	令和5年度遠別町下水道特別会計補正予算(第3号)	〃
15	議案第49号	令和5年度遠別町介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃
16	議案第50号	令和5年度遠別町立国保病院事業会計補正予算(第1号)	〃
17	認定第 1号	令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について	〃
18	認定第 2号	令和4年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について	〃
19	認定第 3号	令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について	〃
20	認定第 4号	令和4年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 について	〃
21	認定第 5号	令和4年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定に ついて	〃

第7回遠別町議会（定例会）議事日程

令和 5年 9月11日

午前10時00分 開議

第1号

No.2

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提 案 者
22	認定第 6号	令和4年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について	町 長
23	認定第 7号	令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算認定につい て	〃

会議の経過

令和5年9月11日

開会・開議	議長	小森嘉孝君 おはようございます。只今から令和5年第7回遠別町議会定例会を開催します。本日の出席議員は8名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。マスクを着用している方は、発言の際にはマスクを外して発言願います。なお、本日議場内が暑く感じられる方は、上着を脱いでいただいても結構でございます。
日程第1	議長	小森嘉孝君 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において8番國部雅人君、2番橋本初昭君を指名します。
日程第2	議長	小森嘉孝君 日程第2、会期決定の件を議題とします。暫時休憩します。
		休憩（10：01） 再開（10：04）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き本会議を再開します。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの5日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの5日間と決しました。
日程第3	議長	小森嘉孝君 日程第3、諸般の報告を行います。議長としての報告は、印刷し、配付しているとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
日程第4	議長	小森嘉孝君 日程第4、行政報告を行います。町長笹川洸志君。
	町長	笹川洸志君 皆さんおはようございます。第7回遠別町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、何かとご多忙の中、お繰り合わせをいただき、ご出席を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。それでは、行政報告をさせていただきます。全4件ございますけれども、その内3件は私から報告をさせていただきます。1点目につきましては、町立国

保病院院長の退職について申し上げます。齊ノ内院長が10月23日付をもって退職されることになり、診療につきましては、9月28日までとなります。このことから、診療体制を大幅に変更することとなります。10月からの診療体制につきましては、既に双方向システムにより周知をしておりますが、後任の医師は未定のため、北海道地域医療振興財団からの非常勤医師による、毎週火曜日から木曜日までの午前中の内科外来診療のみとなります。また、常勤医師が不在となることにより、救急車の搬送受け入れの停止、入院患者の受け入れ停止、午後からの診療や土日祝祭日及び夜間の急患対応につきましても停止することとなります。当面の間、町民の皆様へは大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、現在、常勤医師確保に向け北海道地域医療振興財団や全国自治体病院協議会などの公的機関及び民間の医師紹介会社に間断なく働きかけを行っており、来年4月1日からの診療所の業務開始に向けて、1日も早い常勤医師の確保に尽力をしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。続きまして、2点目でございます。特別養護老人ホーム友愛苑の今後について申し上げます。特別養護老人ホーム友愛苑を運営しております、社会福祉法人湯らん福祉会理事長が8月25日に来庁いたし「近い将来、事業から撤退する意向がある」との申出がありましたのでご報告をいたします。撤退の理由としましては「介護人材の確保が困難であること」「将来における人口減少に伴いニーズが減少し、経営が厳しくなる見通しであること」との説明がありました。撤退の時期につきましては「事業継承する事業者が定まっておらず、現に入所されている方への責任があることから明言できない。」としたものの「近い将来のうち」との表現であります。法人としては、友愛苑職員に対し、既に理事長が直接口頭で説明を済ませており、入所者・家族への説明につきましては、文章により説明するとの報告を受けております。本年3月のユニット型個室の休止に続き、このような報告となり、入所者・家族をはじめ町民の皆様、友愛苑職員の皆様には不安が広がるものと想定されますが、引き続き、湯らん福祉会との協議を進めながら、本町の高齢者福祉の中核である友愛苑の存続に向け、新たな展開を模索するなど早期に方向性を見出したいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。続きまして、3点目でございます。令和5年度普通交付税等の決定について申し上げます。令和5年度の普通交付税並びに臨時財政対策債の発行可能額が決定になりましたので、ご報告をいたします。本年度の普通交付税は、全国ベースで1.7%の増加、全道

	<p>ベースでは2.3%の増加となっており、本町においては24億1,899万円が交付決定となりました。昨年度より3,866万3,000円、1.6%の増となりましたが、主な要因は公債費の増額、包括算定経費の算定見直し等によるものであります。臨時財政対策債は、1,021万円が発行可能額となり、前年度から1,219万5,000円の減額となっております。この結果、普通交付税と臨時財政対策債を合わせて、24億2,920万円の交付額となりました。令和5年度当初予算と比較いたしますと、普通交付税は2億6,899万円の増額、臨時財政対策債は3,979万円の減額となり、合わせて2億2,920万円の増額となっております。普通交付税は、国の地方財政計画に基づいて算出されており、前年度と比較して増額とはなりましたが、将来的な事業を見据え、各種基金への積立、事業の見直しによる経費削減や無駄のない行財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。私からの行政報告は以上で終わります。残り1件は教育委員会所管の行政報告を教育長からさせます。本定例会の提出案件につきましては、報告2件、同意1件、議案7件、認定7件であります。ご審議の上、原案のとおりご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上で私の行政報告を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 引き続き、教育長佐藤裕昭君。</p>
教育長	<p>佐藤裕昭君 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から北海道中学校体育大会及び第43回全日本バレーボール小学生大会の出場結果についての報告をいたします。令和5年度北海道中学校体育バレーボール大会が7月28日から30日に留萌市で行われ、管内大会で準優勝した遠別中学校女子バレーボール部が出場し、下音更中学校に0対2、深川中学校に1対2で負け、予選リーグ敗退となりました。今大会で3年生は引退いたしました。新チームにより、日々練習に励み、次の大会では勝ち進めるよう、大いに期待するところでもあります。続きまして、遠別町バレーボール少年団遠別イーグルスは、北北海道代表として8月7日から10日の日程で東京都ほかで開催された、第43回全日本バレーボール小学生大会へ出場し、予選1日目のリーグ戦では1勝1敗で2位に、予選2日目のリーグ戦では、全国優勝をいたしました、広島県代表「深川VBC」に敗退し、2位となり、惜しくも予選リーグ敗退となりました。バ</p>

		レーボール少年団は、次の大会に向けて日々練習に励んでいると聞いておりますので、今後の活躍を期待し、報告とさせていただきます。以上、教育委員会からの行政報告といたします。
	議長	小森嘉孝君 以上で行政報告を終わります。
日程第5	議長	小森嘉孝君 日程第5、一般質問を行います。本日の定例会に通告を受けた一般質問について、通告順に発言を許します。なお、議会からのたよりへの掲載のため、町広報の撮影を許可します。5番、山本仁美君。
	5番	山本仁美君 おはようございます。只今議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして、一般質問させていただきます。私からは1点です。男性用個室トイレのサンタリーボックス設置について質問いたします。今、男性用個室トイレにサンタリーボックスを設置する動きが自治体や商業施設に広がっています。一般社団法人日本トイレ協会が実施したインターネット上のアンケートでは、尿漏れのパッドやオムツなどを使用している男性の7割近くが、男性用個室トイレにサンタリーボックスがなくて困った経験があると答えています。70代以上の62%の男性が尿漏れの経験があると言われていますが、男性の尿漏れの原因として大半を占めるのは前立腺肥大で、50代以上の男性が5人に1人、特に前立腺がんや膀胱がんは年約11万人で、男性がんで最も多くなっていることから、今後ますますその数が増えていくと言われてます。また、疾病でお困りの方のほか、加齢によって尿漏れパッドが必要な方もいます。このような状況の中で、尿漏れ対策品を使用する男性が増えていますが、男性用個室にサンタリーボックスがない環境下では使用済みの尿漏れ対策品を袋にくるんで、ズボンのポケットやカバンに入れて持ち帰ることしかありません。尿漏れを経験した方は自尊心が傷ついたり、尿漏れ跡や匂いが気になることから、外出時に極力水分を取らず、体調を崩したり、外出そのものが怖くなり、引きこもり状態になる方もいます。これらのことから、尿漏れパッドの交換できるよう、道の駅や公共の場の男性用トイレ及び多目的トイレに専用のサンタリーボックスを設置し、尿漏れを気にせず、外出ができる環境づくりを整備していくことが急務と考えますが、町長の見解をお聞きいたします。
	議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。

町長	<p>笹川洸志君</p> <p>山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。男性用個室のサンタリーボックスの設置についてのご質問がございました。疾病や加齢による尿漏れに苦勞する男性も多く、公共施設の男性用個室にサンタリーボックスを設置する動きは全国的に進んできております。現在まで本町におきまして、認知症や寝たきりの高齢者を除き、男性の尿漏れに関する困りごとの相談はございませんが、個人の尊厳に関わる他人に話しにくいことであると理解をしているところでございます。町内の主な公共の場におけるサンタリーボックスの設置状況を確認しましたところ、指定管理者が運営しております「道の駅えんべつ富士見」につきましては、令和2年の開設当初から男性用個室及び多目的トイレに設置済みでありまして、さらに「旭温泉」につきましては、浴室トイレに設置済みとなっております。また「役場」及び「アクティブシニア多世代拠点交流センター」におきましては、男女兼用の多目的トイレに設置済みで、「生涯学習センター」「スポーツセンター」「屋内多目的グラウンドゲートボール場」には、設置は現在されておられません。男性用個室に設置されていない施設も多いことから、公共施設には早期の設置、指定管理による施設には設置の依頼をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今後も、誰もが快適に過ごせるように配慮をし、外出することを喜べる環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で山本議員の一般質問の答弁にさせていただきます。</p>
議長	<p>小森嘉孝君</p> <p>再質問の口述がありませんでしたが、再質問があればこれを許します。5番山本仁美君。</p>
5番	<p>山本仁美君</p> <p>それでは再質問させていただきます。只今、町長からの、公共施設には早期の設置、指定管理による施設には設置の依頼をしてまいりたいと前向きな答弁をいただきました。このサンタリーボックスの話というのは、この尿漏れパッドを使用してる方々から、数名の方々からお話を伺いまして、道の駅とかは、いろんな方面の人たちと接触しながら、この話、質問を作りました。道の駅富士見に尿漏れパッドは入らない、本当に入って分からない、一般の方はね、分からない右後ろにあって、あの、ところに設置してます。それで、多目的トイレ、道の駅ですね、多目的トイレには、足踏みの汚物入れという大きな尿漏れパッドも</p>

	<p>パンツも、全部入るような大きなやつがこれがあります。それで、やはり道の駅富士見を考えるならば、立ち寄る町外からの人たちが多く来てることから、トイレの入口、また、ドアのところ、また、トイレ内の3箇所、このサニタリーボックスありますよっていうその掲示、ステッカーか何かがあれば助かるかなど。して、町のホームページでも、やっぱりこういう環境のイメージを高めるためにも、快適な環境づくりにもぜひ、ホームページにも載せてほしいなと思いますけど、もう一度町長の会見を伺います。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 町長笹川洸志君。</p>
町長	<p>笹川洸志君 山本議員の再質問にお答えをさせていただきます。設置自体は進んでるってこと、最初の質問で申し上げさせていただきました。それがどこまでこう視認できるか、不便にも感じてる方が理解できるか、目視できるかっていうようなことについては、これからまた研究をしていきたいというふうに考えておりますし、これ、なかなか本人自身もこうね、手挙げて言える問題ではないのでそういったことも配慮しながら、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 よろしいですか。</p>
	<p>(「わかりました、はい」との声あり)</p>
議長	<p>小森嘉孝君 1点、ホームページの関係のお話もございましたが、町長、その辺の答弁は。町長笹川洸志君。</p>
町長	<p>笹川洸志君 ホームページに載せること、掲載することにつきましても、これはやはり、ほかの町がどうかっていうことではなくて、我が町として進めるということについての周知は図っていききたいというふうに思っております。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 よろしいですね。</p>
	<p>(「はい」との声あり)</p>
議長	<p>小森嘉孝君 はい、それでは5番山本仁美君の一般質問はこれで終わります。次に、8番國部雅人君、はい。</p>

8 番	<p>國部雅人君</p> <p>おはようございます。議長より一般質問の許しをいただきましたので、通告書に従いまして、質問させていただきます。私からは大きく2点ございます。1点目は、防犯カメラの設置促進についてお伺いいたします。防犯カメラは今や様々な場所に普及しており、日本全国では500万台以上設置されております。民間施設では、スーパーやコンビニのような商業施設では万引きなどの防止策として、マンションやアパートなどの集合住宅では不審者の監視として多く設置されており、一般住宅でも防犯目的で設置されてるところが増加しております。また、近年では道路や公園、公共施設にも設置するケースが増えており、防犯力の向上や事件・事故の解決に効果を発揮しているところであります。しかし、一方では個人を監視することが可能になるため、映像の利用範囲や個人情報の保護など、慎重かつ確実な運用が必要であります。令和2年3月議会におきまして、小森議員の一般質問に対して町長より「防犯対策の有効な手段の一つ」「設置方法のあり方を検討していきたい」との発言がありました。そこで町長にお伺いします。現在、町内における公設の防犯カメラの設置状況と管理方法をお教え願います。また、民間の設置を促進するため、ほかの自治体を実施しているような助成事業を導入するお考えはないかお伺いします。2点目は、男女共同参画についてでございます。今年の4月に議員改選があり、また、代表監査委員が5月に、農業委員会会長も8月に新たに選出されております。町職員管理職の顔ぶれも定年による配置換えで年々替わっております。しかし、こうした変化がありながら、現在この議場の出席者は全て男性であります。当町では女性が議員になった例はなく、過去に委員長での女性の出席があるのみとのことでございます。全国平均はもちろん、近隣町村と比較しても、極端に少ないと思われれます。人口減少に歯止めがかからず、価値観も多様化する中、男性だけでなく、女性も含めたオール遠別のような体制でまちづくりに取り組む必要があると考えます。無理な任命や昇格を求めているのではなく、まずは町全体の雰囲気を醸成する必要があり、そのために男女共同参画条例を策定してはいかがでしょうか。また、役場内においては旧姓使用を求める規則を作ってはいかがでしょうか。このような町の姿勢を明らかにすることにより、男女共に働きやすい職場・住みやすい自治体というイメージを発信することができると思います。町長のお考えを伺います。答弁によりましては、再質問させていただきます。</p>
議長	<p>小森嘉孝君</p> <p>町長笹川洸志君。</p>

町長	<p>笹川洸志君</p> <p>國部議員から2点にわたっての一般質問がございました。お答えをさせていただきます。まず最初に1点目の防犯カメラの設置促進についてのご質問でございます。本町における防犯対策としては「犯罪のない、明るく、住みよい街づくり」を実現するため、豊富・幌延・天塩・遠別の4町を構成とした「天塩地区防犯協会連合会」を組織し、天塩警察署や各関係団体との連携を強化し、振り込め詐欺被害防止啓発活動の推進、街頭啓発活動の推進、犯罪関連情報の発信など各種防犯活動に取り組んでいるところであります。また、町民の生活安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、安全で住み良い地域社会の実現を目的とした「遠別町安全で住み良いまちづくり条例」を制定しております。町内における公設の防犯カメラの設置状況につきましては、現在のところ設置はございませんが、今後、建設する公共施設におきましては、地域の安全と防犯、犯罪防止のため、防犯カメラを設置することとしております。防犯カメラ設置に対する助成事業につきましては、自らの生活安全の確保や防犯上必要となるものであり、民間の設置を促進するため町として現在助成をする考えはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。続きまして2点目でございます。男女共同参画についてのご質問がございました。平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的として制定されております。市町村におきましても、男女共同参画計画を策定することは努力義務とされておりますが、男女平等参画社会の実現に向けて取り組むべき課題であると認識はしているところでございます。先般、北海道環境生活部くらし安全局から市町村計画の策定要請があり、すでに道内103の市町村が条例や個別計画または総合計画での取り組みとしており、留萌管内では本町を含む2自治体が、現在未策定になっております。この計画につきまして、個別計画の策定が望ましいとされておりますが、市町村総合計画に盛り込むことで、同様の計画とすることができることから、第7期の遠別町総合計画において必要事項を定め、男女共同参画に対する取り組みを進めたいと考えております。また「旧姓使用を認める規則」につきましては、職員組合などと協議をしながら必要であれば要綱等の制定を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上で國部議員の一般質問の答弁とさせていただきます。</p>
----	---

議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 再質問させていただきます。まず、1点目の防犯カメラについてでございますが、町内に公設の防犯カメラはなく、今後建設する公共施設に設置するのご答弁をいただきました。新設の公共施設に必要なのであれば、新設の施設だけではなく、既存の公共施設へも設置を進めるべきだと思いますが、その点について町長のお考えを伺います。また、施設だけではなく、防犯や交通安全などのために、公園や道路につけるべきだという意見もあります。必要な場所を警察などと協議して設置を進めるお考えがないかも伺いたしたいと思います。一方、こうした設置によってですね、個人情報などの観点から不安を感じる方もおられるかもしれません。管理運用方法の見通しなども併せてお聞かせ願いたいと思います。2点目の男女共同参画についてでございます。第7期総合計画で取り組みを進めるとご答弁をいただきました。第6期現在の総合計画は、平成28年度から平成37年度、これは令和7年度ですが、となっておりますので、令和8年度、つまり、3年後からの取組ということになります。こういった働きというのはですね、進めてからゆっくり浸透するものでございまして、時間かかるものでありますので、3年も待たずにですね、すぐにも条例や個別計画などできることから始めるべきだと思いますが、いかがお考えなのか伺わせていただきたいと思います。旧姓使用を認める規則に関してですね、職員組合などと協議をしながら必要であればという答弁をいただきました。これ現在の職員がですね、必要性を感じて、もしいなくても、将来の話でございますので、これから必要な方が入社、入社というか、入ってくる可能性がないとも限らないですし、極端な話ですね、就職を考えてる方がですね、そういった環境を判断材料に志望先を決めるということも極端な話ですけれども、考えられるとも思いますので、そういったことを念頭の上ですね、再度ご答弁いただきたいと思います。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 再質問にお答えをさせていただきたいと思います。かなりこう微妙な部分もあるというふうに思っておりますので、その辺、その細かい部分まで細かく答弁できるかどうか、その辺についてはご理解いただきたいと思いますというふうに思います。最初の防犯カメラの設置でございますが、これ、完全に防犯カメラというふうな形で捉えるのか、

で、周りの状況を監視するっていう防犯っていうことよりも、業務を進める上において必要なカメラっていうのもあるんだというふうに私も理解しているところであります。それがたまたま、例えば何かの犯罪が起きたときには、その撮影した内容を警察がこう見てっていうのは、そういうこともあり得ることだというふうに思いますので、その全てが防犯カメラ、監視カメラっていう形になるのかどうかってことについては、ちょっと、また、意見の分かれるところなのかもしれません。今後、施設だけではなくて、道路なり公園なりっていうようなこともございました。この管理運営、管理についてもこう、かなり微妙になってくるのかなというふうに思います。現状、今公園には、公園の管理そのものは、建設課の管理系のほうで管理するような形になってるんだというふうに思いますが、現状の人的資源の状況の中でいけば、監視カメラをもう既に監視して、常時監視するっていうようなことはなかなか難しいというふうに私は思っております。これ、それぞれ何かの形で業務監視をするためのカメラっていうような形が出てこえばまた別でありますけれども、わざわざその公園の中、それから道路の中っていうことにつきましては、先ほど申し上げたような形で難しい一面があろうかと思いますが、今後どういったことが一番いいことなのか、効率的なのかってことについても検討させていただきたいというふうに思います。それから男女共同参画についてですが、これ、私どもの町として積極的に取り組むことによって、また遠別の町に、仕事に就きたいっていうようなそういうその人現れるのではないかっていうお話がございましたけれども、どういった状況がね、うちの町の中で仕事したいっていう形に繋がるのかどうかってことはこう、かなりこう微妙だというふうにも思っております。で、第7期の総合計画の話もさせていただきました。年度を区切ると令和8年度からっていう話になりますけれども、スタートの段階において、実行があがるような形にすぐ取れるかどうかってことについては、ちょっと、正直、見通しが立たないというふうに私は思っております。いずれにしましても、先ほどの、最初の質問の答弁にありましたように、この男女共同参画についての文言が総合計画の中であげられていないっていうのが管内では2町村。さらには、全体として後ろ向きだっていうふうに捉えかねないっていうようなそういうふうにも考えられるような話しましたけれども、いずれにしましても、この男女共同参画、これ、この法律なり、要綱なり取り決めができることによって、女性の考え方が変わったり、地位向上が図られたり、また男性の理解も得られてっていうような形になるかどうかは別にしまして、いろんな場面の中で、先ほど冒頭、國部議員から質問あったその、議会議員の皆さん方

	<p>も少ない、いない。そして、この議場に出られる方も今まで一人かそこらしかいないって。これ、実態としてはそうであって、これ、ただ単にここにいる人たちだけではなくて、町の人全体がやっぱりそういうふうな考え方を、見方をできるような形にもっていかなきゃならない。それがその男女共同参画の条例であったり、要綱であったりってような話にすぐ結びつくのかどうかっていうのは、またちょっと別の問題だ…には私は思います。いろんな場面で、この女性の何て言いますか、まちづくりに取り組もうというのは、そういう意欲的な方が出てきた段階においては、やっぱりそういう人たちの芽を摘まないように、我々男性側がそのフォローする、協力をするっていう形のものが出来てこえばいいんだっていう、で、その象徴としての共同参画の要綱なり、取り決めっていうふうに私は理解しているところなんで、これ、それが作ったからすぐ来年からそういった女性がすぐ手挙げてっていうような形になるかどうかはまた別の問題だというふうにも私は捉えております。決して後ろ向きではございません。そういうふうにご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 よろしいですか。</p>
8番	<p>國部雅人君 既存の施設についての。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 手挙げて。</p>
8番	<p>國部雅人君 再質問じゃなくて。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 ちょっと待ってください。一応、手挙げてきちっと再質問なら再々質問でお願いしたいと思います。8番國部雅人君。</p>
8番	<p>國部雅人君 再質問というわけじゃなくて、今最初に再質問した中で、既存の施設についていかがかかっていうところに答弁いただいてないので、その点を頂きたいという意味での発言でありました。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 町長笹川洸志君。</p>
町長	<p>笹川洸志君 既存の施設っていうことになりますと、指定管理者が用意した、例えば道の駅だとかっていう話になってくるわけでありまして、それ、運用としては、運用としてはその私どもが運用するんでなくて、</p>

	<p>指定管理を受注した業者が運用する形になって、何かあったときには警察に協力するというような形になろうかというふうに思います。ちょっと後ろ向きの答弁になろうかと思えますけれども、で、積極的にその防犯カメラなり、監視カメラなり、業務監視カメラなりっていうものを設置するっていう積極的な考え方は今のところないということでございます。ただもう一つ付け加えさせていただきますと、今診療所建設してます。で、診療所の中等につきましても、やはりこれ、いろんな制約っていいですか、がありまして、やっぱりその監視カメラみたいなものは置かなきゃいけないという形になっております。それはそれとしてまた運用させていただくということです。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 よろしいですか。</p>
	<p>(「いいです」との声あり)</p>
議長	<p>小森嘉孝君 それでは。</p>
	<p>(「答弁漏れ、旧姓使用のこと答えてないよ」との声あり)</p>
議長	<p>小森嘉孝君 はい、今答弁漏れの指摘がございましたが、旧姓使用の関係、ご答弁をいただきたいと思えます。町長笹川洸志君。</p>
町長	<p>笹川洸志君 先ほど答弁の中で、改めて旧姓使用ということでの中身は申し上げませんでした。ただやっぱりそれ、全体としてのその理解っていうのはどこまで出来上がってくるのかっていうことが大きな前提になろうかというふうに思います。これ先ほど最初の答弁で、職員組合との協議もっていう話もさせていただきました、これ全体として、結婚したからには、りょうせい、どちらかの性を今状況としては名乗るわけですので、それが旧姓ができてもいいと、使ってもいいっていう話になるのか、ならないのか、それについては、もっともっとこれ詰めていかなきゃいけない問題だというふうに思っております。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 よろしいですね。それでは8番國部雅人君の一般質問はこれで終わります。次に6番白幡広喜君、はい。</p>
6番	<p>白幡広喜君 おはようございます。令和5年第7回定例議会において、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、2点質問させていただきます。遠別町も少子高齢化に伴って人口減</p>

	<p>少、人口流出などが進み、町内会の活動が成り立たなくなったなどの声が町民の皆さんから伺っております。ロシアによるウクライナへの侵攻や円安などの影響により、あらゆる物の物価高騰を受け、日常生活をする上で町民の方々の負担が大きくなっていると思っております。そのような中、遠別町において、今年度町内で6件の一般新築住宅の申請があると伺っており、住宅を新築し、遠別町に定住して頑張っていこうとする姿は、大変素晴らしいことだと思っております。町でも住宅リフォーム助成事業、結婚・出産祝い金など移住・定住に向けた各種事業を展開していますが、人口減少に歯止めがかからない状況であります。現在、遠別診療所建設や遠別中学校の建て替え等、大型事業が続く中、町財政も厳しいと思いますが、定住促進及び地域経済の活性化を図るためにも新たな支援策が必要と考えますので、次の1点について町長にお伺いします。1点目として、人口流出に歯止めをかけ、過疎化現象を抑える観点からも、過去に行っていた一般住宅新築に対する助成を実施する考えはないのか。2点目として、令和4年3月の移住対策の質問の答弁では、起業化支援事業、新規就農対策、結婚・出産祝い金、移住定住の確保、医療費の無料化など、様々な支援事業を行っており、追加の支援策は考えてないとの答弁でありましたが、今後新たな施策を進める考えはないのでしょうか。答弁によりましては再質問させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>小森嘉孝君 町長笹川洸志君。</p>
<p>町長</p>	<p>笹川洸志君 白幡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。1点目の住宅新築に対する助成の実施についてのご質問がございました。本町における住宅支援につきましては、平成6年度から10年間、人口の流出による過疎化減少を抑え、町民の定住化を図り、豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的に住宅の新築や増築への助成、平成21年度から3年間、町民の安全と安心を確保し、環境整備等の推進に資することを目的に危険老朽空き家の除去への助成、で、平成24年度から現在まで快適な住環境の整備と定住の促進を図ることを目的に住宅リフォームへの助成を行っているところでございます。今後も既存住宅の利活用を推進するために、住宅リフォーム事業につきましては、令和8年度まで継続してまいりたいと考えており、住宅新築に対する助成につきましては、住宅新築の戸数も限られていることなどから、現在のところ考えておりませんが、昨今、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による物価の高騰や住宅の高性能・省エネ化に伴い、住宅新築の価格が高騰してい</p>

	<p>る状況となっておりますので、今後の状況を注視してまいりたいというふうに考えております。続きまして、2点目の移住・定住対策の追加支援についてのご質問でございますが、本町では企業化支援事業を始め、現在も様々な移住・定住対策事業を行っております。令和4年3月の一般質問におきましても、現段階では追加の支援を考えておりませんと答弁させていただいております。しかし、時代の流れや社会情勢の変化により、必要な支援策があれば、適時、対応していきたいと考えておりますことには変わりはありません。今年度から結婚・出産祝い金の内容を見直すなど、より良い対策となるよう検討しているところであります。物価高騰など情勢の変化がないとは言いませんが、移住・定住対策として、今すぐに追加支援策を打ち出すものはないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上で白幡議員の一般質問の答弁とさせていただきます。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。6番白幡広喜君。</p>
6番	<p>白幡広喜君 それでは1点目での再質問させていただきます。平成21年度から3年間、危険老朽空き家の除去への助成を実施との答弁でしたが、第6期総合計画の中にもありますように、令和6年と7年との、空き家対策に関わる費用の助成等も盛り込まれています。確かにこのような助成も必要かと思えますけれども、費用対効果などを考えると新築に対する助成も必要だとふうに思っております。町をPRする観点からもこのような助成はできないのか再度伺います。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 町長笹川洸志君。</p>
町長	<p>笹川洸志君 再質問にお答えしたいと思います。空き家対策についての助成を考えているんですけども、尚且つ、新築の助成もできないかと、端的に言ったらそういうことだというふうにお聞きをさせていただきました。空き家対策の助成でありますけれども、これは、こういう地域になってきますと、どの町にも老朽化して手のつけられない住宅ってのはあるっていうのは、ご理解いただけるんだというふうに思いますし、特にわが町の場合につきましては、国道232号線沿いにそういう住宅が多く見られると、その国道から入ったところにはさほど目立たないんですけども、そういったことでその、国道縁にある住宅がああいう形であるってことで、やっぱり町のイメージとしてあんまり芳しくないっていうふうには押さえています。ただそこで難しい</p>

		問題、踏み込んだ答弁になるかどうかは別にしまして、難しい問題があるのが、地主と建て主とが違う、若しくは、その家主が、家主の後継者なりが、相続を放棄したとかっていうそういう難しい問題があるものですから、そういったことを先に手をつけないわけにはいかない。そういうふうに私は今考えているところであります。新築住宅につきましても、リフォームと並列してやるっていうことにつきましても、これはまた考えていかなきゃならんですし、先ほど答弁しましたように、令和8年度でリフォーム事業を区切りをつけたいというようなそういう考え方を答弁させていただきました。それと絡めながら、どういった形がいいのか、遠別町にずっと住み続けていただくためにはどうしたらいいのかってことは、ずっとこう考えていかなきゃいけないことだし、それは考えてばかりでも結論が出なきゃ何もならないわけですが、それについてはあまり時間をかけないで、結論を出していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。
		(「はい」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。11時10分まで。
		休憩(10:52) 再開(11:10)
日程第6	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。日程第6、報告第11号、令和4年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、報告第11号、令和4年度健全化判断比率の報告についてご説明いたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で本案に対する質疑は終わります。本件は報告事項でありますので、これにて報告済みとします。
日程第7	議長	小森嘉孝君 日程第7、報告第12号、令和4年度資金不足比率の報告につい

		てを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、報告第12号、令和4年度資金不足比率の報告についてご説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で本案に対する質疑は終わります。本件は報告事項でありますので、これにて報告済みとします。
日程第8	議長	小森嘉孝君 日程第8、報告第13号、教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書（令和4年度対象）についてを議題とします。本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会から提出されております。特に質疑があればこれを許します。ありませんか。以上で質疑は終わります。本件は報告事項でありますので、これにて報告済みとします。暫時休憩します。
		休憩（11：16） 再開（11：17）※同意第15号の差し替え配付
日程第9	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。日程第9、同意第15号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、同意第15号、教育委員会委員の任命について、提案理由及び内容のご説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより質疑に入るわけではありますが、人事案件であり、先例に倣い討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。これより同意第15号について採決を行います。その方法は、無記名投票をもって行いますので、宣告

	いたします。これより無記名投票を行います。議場の出入口を閉めます。
	(議場閉鎖)
議長	小森嘉孝君 只今の出席議員数は7名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番橋本初昭君及び3番大石幸夫君を指名します。投票用紙を配ります。投票用紙の記入は、○×方式で行います。本案に賛成の方は○、反対の方は×と投票用紙に記入願います。なお、白票は会議規則第80条の規定により否とみなします。
	(投票用紙配付)
議長	小森嘉孝君 投票用紙の配付漏れはありませんか。
	(「なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
	(投票箱の点検)
議長	小森嘉孝君 異状なしと認めます。只今から投票を行います。投票にあたっては、事務局長に点呼させますので、呼ばれた議員は順次、投票用紙に記載の上、投票してください。
事務局長	柳井宏紀君 2番橋本初昭議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 3番大石幸夫議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 4番白井金治議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 5番山本仁美議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 6番白幡広喜議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 7番山下悟議員。

		(投票)
事務局長	柳井宏紀君	8番國部雅人議員。
		(投票)
議長	小森嘉孝君	投票漏れはありませんか。
		(「なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。2番橋本初昭君及び3番大石幸夫君の開票の立会いをお願いします。
		(開票)
議長	小森嘉孝君	投票総数7票。投票総数のうち、有効投票7票、有効投票のうち、賛成7票。以上のおり、賛成が全員であります。したがって、同意第15号は、原案のおりこれに同意することに決しました。会場の出入口を開きます。
		(議場開放)
日程第10	議長	小森嘉孝君 日程第10、議案第44号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第44号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。2番橋本初昭君。
	2番	橋本初昭君 この、後志広域連合ってというのは、どのような業務を行う団体なんでしょうか。して、加入団体は後志全市町村なんでしょうか。この2点お願いします。
	議長	小森嘉孝君 坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 申し訳ございません。加入団体についてちょっと確認させていただきたいので、お時間いただきたいと思います。

	議長	小森嘉孝君 後からご答弁をいただきます。ほかに質疑ございませんか。大分かかりますか、総務課長。後からにしますか。
	総務課長	坂川敏文君 後でいいですか。
	議長	小森嘉孝君 橋本議員、後からの答弁にさせていただきたいと思います。ほかに質疑がなければ、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第44号、討論省略、採決してよろしいですか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第44号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。 (全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
日程第11	議長	小森嘉孝君 日程第11、議案第45号、遠別町子ども医療福祉に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君。
	福祉課長	小林大輔君 只今上程されました、議案第45号、遠別町子ども医療福祉に関する条例の一部改正につきまして、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。2番橋本初昭君。
	2番	橋本初昭君 これ、附則で8月1日から適用する、この理由は。
	議長	小森嘉孝君 福祉課長小林大輔君。
	福祉課長	小林大輔君 はい、例年、8月から7月まで皆様に受給者証のほうを交付しておりますので、それに合わせまして、8月1日に遡及適用させていただこうと考えております。
	議長	小森嘉孝君 ほかにございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。

	お諮りいたします。議案第45号、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第45号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 先ほどの橋本議員からの質問について、ご報告させていただきます。構成団体としましては、後志管内の16町村で構成されておりまして、事務的な内容としましては、税の滞納整理、それから国民健康保険の事務、介護保険の事務、それから広域化の調査研究を行う団体として、構成されているものであります。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 今、16町村って言いましたよね。
総務課長	坂川敏文君 はい。
2番	橋本初昭君 後志は20町村あるんですけど、後志は21市町村ですよ、あるのは。
総務課長	坂川敏文君 はい。
2番	橋本初昭君 したら、加入してない団体ってこと。
総務課長	坂川敏文君 団体、ええ、もあるという。
2番	橋本初昭君 したら、どこと、どこと、どこですか。
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。

		休憩（１１：３４） 再開（１１：３５）
	議長	小森嘉孝君 会議を再開します。坂川総務課長。
	総務課長	坂川敏文君 はい、後志管内の町村、先ほどおっしゃられたとおり、２０市町村あります。その中で、今回１６市町村が後志広域連合ということですが、抜けているのが、小樽市、余市町、岩内町、寿都町の４市町が抜けてるということになります。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。暫時休憩します。昼食のため１３時１５分まで休憩とします。
		休憩（１１：３６） 再開（１３：１５）
日程第１２	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。日程第１２、議案第４６号、令和５年度遠別町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第４６号、令和５年度遠別町一般会計補正予算（第５号）について、提案理由及び内容のご説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑に入ります。歳出から行います。２款総務費から１１款災害復旧費まで。８頁から１１頁までの４頁です。５番山本仁美君。
	５番	山本仁美君 はい、８頁の地域情報通信基盤管理費のこの委託料、３００万になってます。これ、ネットは光ネットワークって前の、テレビすいませんね、テレビ電話のときに光ネットワークで全て終わったって感じでなく、これは何のやつなんですかね、すみませんですね、ちょっと分からないもんですから。
	議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
	総務課長	坂川敏文君 各家庭にテレビ電話を引っ張ってると思いますが、新築住宅が発生すると新たに引っ張ってこなきゃならない部分と、今あ

	の、今までADSLってアナログ回線を使ったインターネット回線だったんですが、現在、光のほうに入れ換わってまして、そういった方が新たに発生すると、どうしても光のケーブルを引く工事費が必要となりますので、このような形でちょっと不足が生じたということでございます。
	(「はい、わかりました」との声あり)
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 4款の不妊治療費の関係で、2点ほどですね、質問いたします。まず、名称の不妊治療費等っておりますが、この等は何を指すのか、で、4月1日以降の治療費を対象としています、事業開始を10月1日にしている理由を教えてください。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、まずですね、名称の等の部分につきましては、こちらにつきましては、治療費と交通費の助成と合わせて行いますので、等ということで付けさせていただいております。次に、4月1日から適用で10月1日の施行日という形になってはいますが、こちらにつきましては、北海道のほうと合わせて事業展開していきたいと考えておりまして、道の支給が、違うな、施行が10月1日になっておりますので、合わせて10月1日とさせていただきます。以上です。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 これ、4月から9月に対するものは単費っていう考え方ですか。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、4月施行分から、すいません、適用、4月以降の、4月1日以降の治療費につきまして、道の補助が対象となります。
議長	小森嘉孝君 ほかにございませんか。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 診療所の工事費が増額なりましたが、起債の見込みはどの

	<p>ような状況でしょうか。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>坂川敏文君</p> <p>はい、今回、一般財源として要望って、あの、財源、特財は振ってはおりませんが、当然、過疎債を2次要望で出していきたいという考えですので、最終的には北海道の配分によって金額決まりますので、確定した段階で、恐らく3月の議会になると思いますが、特定財源分は充当させていただきたいと考えております。</p>
議長	<p>小森嘉孝君</p> <p>ほかにごいませんか。8番國部雅人君。</p>
8番	<p>國部雅人君</p> <p>今の病院の件なんですけれども、先ほど行政報告で、町長の、町長、院長の退職について話されたところでございます。町民としてはですね、増額もそうなんですけれども、果たしてこう、増額補正して開くのか、ちゃんと開設できるのかっていうのが、やはり心配の、一番心配の話題だと思いますので、その辺町長、見通し・意気込み等をですね、いただければと思います。</p>
議長	<p>小森嘉孝君</p> <p>町長笹川洸志君。</p>
町長	<p>笹川洸志君</p> <p>行政報告に絡んでのご質問でありますけれども、基本的には私どもは4月1日、来年の、明年の4月1日オープンに向けて全力を傾けてるという状況であります。で、この医師の確保って言いますか、開設の申請をする段階におきましては、今年度中に申請を上げなければいけないと、そのためには常勤の医師が居なければいけないっていう、そういうような条件もございます。そういったことで、現状、確保できる見通しもあったんですが、突然こう、お辞め、雲、霧の中に隠れてしまうってようなそういうことも度々ありまして、正直言いまして、何がまともで何がまともでないのか、ちょっと分からないような状況にもう今、生じております。そうは言いながらも、私のほうが不安になってれば、その気持ちがそっくりこう、町民の皆さんに伝わって不安が増大するってようなことにもなりかねません。で、私どもとしては行政報告にありましたように、自治体病院協議会だとか、地域医療振興財団を通じまして、開設時の医師の確保っていうことはもう、大名代ということで頑張っているつもりであります。で、</p>

	今の段階で見通しをはっきりこう明らかにできないのかっていうのは、そういう疑念も湧いてくるのかもしれませんが、この世界は國部議員ある程度ご存知かもしれませんが、闇みみたいなものが一瞬、目の先が闇みみたいな部分も無きにしもあらずというような状況でありまして、しかし、そればかりは言ってもらえませんので、なんとか開設に向けて、開設者の医師の名前を搭載できるように、そして、申請できるように、で、来年の4月1日からは無事皆さん方の期待に添えるように頑張っていく、それしかございません。
議長	小森嘉孝君 ほかにございませんか。以上で歳出の質疑は終わります。次に歳入について質疑を行います。15款道支出金から20款諸収入まで。7頁の1頁です。ありませんか。以上で歳入の質疑は終わります。歳入歳出全般について質疑を行います。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 すいません、第3表の債務負担行為の内容を今一度説明してください。
議長	小森嘉孝君 齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫 はい、この町立診療所。
議長	小森嘉孝君 マスクを外してください。
病院事務長	齊藤晶夫君 すいません。町立診療所床頭台リース料の部分でございますが、診療所で、来年度の診療所で、リース料が発生するものでございますが、今年度契約ということで今年度から契約が発生しますので、一般会計のほうで計上させていただいております。
2番	橋本初昭君 トウショウダイって何。
議長	小森嘉孝君 手、はしも、ちょっとお待ちください。
2番	橋本初昭君 分かんないんだよ。
議長	小森嘉孝君 質問内容が違うの。齊藤病院事務長。

病院事務長	齊藤晶夫君 入院、病室の入院患者さんがベッドの横にですね、テレビを置いたりとか、冷蔵庫が付いてる、あとロッカーも、場合によってはロッカーも、横に置く私物を入れる、その台と言いますか、それを床頭台と言います、すいません。
	(「わかりました」との声あり)
議長	小森嘉孝君 ありがとうございます。ほかにごいませんか。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 同じく、この床頭台のリースの開始時期を教えてください。
議長	小森嘉孝君 齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫君 はい、今年度契約申し込みで、リースの開始は、来年、令和6年から14年までですね、すいません、13年まで。
8番	國部雅人君 令和6年。
病院事務長	齊藤晶夫君 開始ですか。開始は令和6年の4月1日です。
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩（13：33） 再開（13：35）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。じゃあ、齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫君 実際のリースの発生につきましては、令和6年の4月1日から令和14年の3月31日までになりますが、申し込みが今年度、令和5年度で発生しますので、リース料は発生しませんが、契約行為が発生するということで、このような令和5年から13年度までの債務負担を計上させていただいております。
議長	小森嘉孝君 8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 それではですね、これ、一般会計でリース料、債務負担行為があがってますけれども、4月以降ですか、の会計方式についてですね、このまま一般会計、衛生費で診療所を、会計を賄うのか、特

	別会計なのか、公営事業会計なのか、どのような予定なのかお教え願いたいと思います。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 はい、すいません、会計全般の話になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。現在のところ、診療所の建設につきましては、一般会計予算の中で工事費等みさせていただきます。それと合わせまして、今回はそのリースの部分も一般会計で債務負担行為の設定をさせていただきたいということで、今回提案させてもらいました。で、来年度以降ですね、診療所、今までは病院事業会計ということで、法的な会計で特別会計としておりましたが、診療所につきましても、会計の明確化ということを考えて、一応、特別会計を設定しようというような感じで考えております。まだ確定した段階の話ではないので、手法としては一般会計で、衛生費の中でそのままみるという方法もございますので、それは中身が不明確な部分も出てくるので、特別会計別に作るほうが適正ではないかということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 したら、今の答弁で、しばらくは診療所の特別会計と病院の公営企業会計が2本立てではしるってことでいいですね。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 今の予定の中でいくと、3月31で病院事業会計は終了するので、通常、4月1日に診療所になれば、2本立てにはならないと思うんですよね。ただ、先ほどから、医師の関係で。
2番	橋本初昭君 それ違う。
総務課長	坂川敏文君 え。
2番	橋本初昭君 違う。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。

2番	橋本初昭君 3月31日で病院、未収金、未払金、発生するので無くなり はできないと思うんですが、どうでしょう。
議長	小森嘉孝君 齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫君 近隣の町村で、先に病院から診療所に移行されてる町村さん が複数ございます。で、私どものほうで事前にその辺ちょっと確 認したところ、3月31日で、すいません、4月1日で診療所会 計に移行する場合については、普通会計のほうでそういう未収 金等を処理する科目を設けて、あくまでも企業会計についまし ては、3月31日で終了して、4月1日からは普通会計のみとい うふうに聞いてございます。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 その処理で間違いはないんですか。
議長	小森嘉孝君 齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫君 すいません、ちょっと確認しますので、お時間いただきたいと 思います。
2番	橋本初昭君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 過去に、老人保健特別会計ってあったんですけど、その際も清 算事務で2年から3年継続したんですよ。だからそれと同じ考 え方でならないのかなという思いあるんですけど。
議長	小森嘉孝君 ちょっと答弁できる、齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫君 ちょっと今、確認しますので、ちょっとお時間いただければと 思います。
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩（13：40） 再開（13：43）

	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。齊藤病院事務長。
	病院事務長	齊藤晶夫君 はい、申し訳ございません、先ほど私お答えした件なんですが、確実にそれが正しいかどうかというお答えが今時点では出せませんので、で、当初予算で、病院会計の決算締める関係で会計事務所さんのほうに今年度委託予定でございますので、そちらのほうと確認しながら、一番最善の移行の仕方を検討して進めてまいりたいと考えております。
	議長	小森嘉孝君 ほかにございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りします。議案第46号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第46号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
日程第13	議長	小森嘉孝君 日程第13、議案第47号、令和5年度遠別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君。
	福祉課長	小林大輔君 はい、只今上程されました、議案第47号、令和5年度遠別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。歳出から行います。1款総務費。6頁の1頁です。ありませんか。以上で歳出の質疑は終わります。次に歳入について質疑を行います。5款繰入金。5頁の1頁です。ありませんか。以上で歳入の質疑は終わります。歳入歳出全般について質疑を行います。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第47号、討論省略、採決してよろしいですか。

		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第47号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
日程第14	議長	小森嘉孝君 日程第14、議案第48号、令和5年度遠別町下水道特別会計補正予算(第3号)を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。建設課長高田博之君。
	建設課長	高田博之君 はい、只今上程されました、議案第48号、令和5年度遠別町下水道特別会計補正予算(第3号)について、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第48号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第48号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
日程第15	議長	小森嘉孝君 日程第15、議案第49号、令和5年度遠別町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君。
	福祉課長	小林大輔君 はい、只今上程されました、議案第49号、令和5年度遠別町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。 説明(記載省略)

	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。6款諸支出金。6頁の1頁です。2番橋本初昭君。
	2番	橋本初昭君 この返納金の大きな要素は何ですか。
	議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
	福祉課長	小林大輔君 はい、当初予算に比べまして、施設給付費及びグループホームの入所費に大きな差が生じたので、そこが大きな原因で返還金が生じております。
	議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
	2番	橋本初昭君 すいません、もうちょっと具体的に。
	議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
	福祉課長	小林大輔君 はい、予定していた入所者が、計画していた入所者が、実際には少なかったというところでございます。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかにございせんか。以上で歳出の質疑は終わります。次に歳入について質疑を行います。6款繰入金。5頁の1頁です。ありませんか。以上で歳入の質疑は終わります。歳入歳出全般について質疑を行います。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第49号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第49号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
日程第16	議長	小森嘉孝君 日程第16、議案第50号、令和5年度遠別町立国保病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。提案理由及び内容の説

		明を求めます。病院事務長齊藤晶夫君。
病院事務長	齊藤晶夫君	はい、只今上程されました、議案第50号、令和5年度遠別町立国保病院事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。 説明(記載省略)
議長	小森嘉孝君	これより本案に対する質疑を行います。収益的収入及び支出全般について行います。2頁から3頁の2頁です。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君	物価高騰の支援金なのですが、対象経費と算定根拠をお知らせください。
議長	小森嘉孝君	橋本議員、もう一度、もう一度、きちっと質問をお願いします。
2番	橋本議員	物価高騰ですから、何の品目で算定根拠。
議長	小森嘉孝君	齊藤病院事務長。
病院事務長	齊藤晶夫君	はい、対象経費につきましては電気代でございます。で、金額の根拠でございますが、病床の、当病院の36床に、1床あたり1万2,000円っていうことで、43万2,000円でございます。
議長	小森嘉孝君	ほかにございませんか。それでは病院事業会計全般について質疑を行います。
		(「なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	無いようでございます。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第50号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。議案第50号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)

	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
日程17～ 日程23	議長	小森嘉孝君 お諮りいたします。日程第17から日程第23までにかかる、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号までの7件については、審議の関係上、一括議題としてよろしいでしょうか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、日程第17から日程第23にかかる、認定第1号、令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算認定について、以上7件について一括議題とします。お諮りいたします。只今議題となっております、日程第17から日程第23にかかる、認定第1号から認定第7号までの認定議案7件については、令和4年度の各会計決算認定でありますので、議長並びに議会選出監査委員を除く議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、令和4年度各会計決算認定については、議長並びに議会選出監査委員を除く議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。お諮りいたします。決算審査特別委員会の名称を「令和4年度遠別町各会計決算審査特別委員会」と決定してよろしいでしょうか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の名称

		を「令和4年度遠別町各会計決算審査特別委員会」と決しました。お諮りいたします。特別委員会の審査の過程で必要が生じる場合を考え、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を委員会に付与したいと思います。これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、本委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決しました。暫時休憩します。
		休憩(14:03) 再開(14:05)
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き本会議を再開します。諸般の報告をします。令和4年度遠別町各会計決算審査特別委員会、正・副委員長の互選の結果、委員長に7番山下悟君、副委員長に5番山本仁美君と決定したので報告します。お諮りいたします。付託中の特別委員会の審議のため、付託案件の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
散会	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、付託中の特別委員会の審査終了まで本会議を休会と決しました。以上で本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。本日はご苦勞様でした。
		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 遠別町議会議長 _____ 遠別町議会議員 _____ 遠別町議会議員 _____